

(資料)

日本国憲法第八章 「地方自治」

第九十二条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律で是を定める。

第九十三条

1. 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
2. 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条

一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

いわゆる「五日市憲法」(私擬憲法)における「地方自治」 の条項

七七条

府県令ハ特別 (ノ) 国法ヲ以テ其綱領ヲ制定セラル可シ 府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ因ルモノナルカ故ニ必ラス之ニ干渉妨害ス可ラス 其權威ハ国会ト雖 (ト) モ之ヲ侵ス可ラサル者トス